

事業実施・助成ガイドライン細則7 事業進捗報告にかかる措置

(事業進捗の報告)

第1条 事業開始後、実施団体は定期的に事業の進捗報告をしなければならない。

(事業進捗報告の頻度)

第2条 事業進捗報告は、常任委員会が別途定める場合を除き、初動対応期においては1週間毎(以下:「週報」)、それ以後は月毎(以下:「月報」)におこなう。

- 2 週報は、翌週月曜日の17時までに前週の報告を提出する。
- 3 月報は、翌月5日の17時までに前月の報告を提出する。
- 4 提出日が祝祭日の場合には、翌営業日の17時までに提出するものとする。

(事業進捗報告の方法)

第3条 事業進捗報告は電子メールにより、以下の電子メールアドレスに対しておこなう。

- (1) council@japanplatform.org
 - (2) ngo@japanplatform.org
- 2 治安上の理由により事業進捗報告を常任委員会に限ることもある。

(事業進捗報告の報告事項)

第4条 事業進捗報告は、指定された様式に基づき、以下の内容を報告する。

1. 対象期間中の活動状況
 - (1) 事業計画の事業進捗管理表に基づく事業の進捗状況
 - (2) 活動内容
 - (3) 進捗遅延の理由(遅れがあった場合)
 - (4) 成果を測る指標の達成度
 - (5) 活動上の課題・問題点と対処状況
 - (6) 事務局への変更申請・変更の報告
 - (7) スタッフの移動等
2. 事業実施をめぐる環境
 - (1) 政治・社会状況
 - (2) 治安・安全状況
 - (3) 上記状況が及ぼす事業への影響
 - (4) その他特記事項

附則

1. 本細則は、2011年度第2回常任委員会の承認を得て、2011年6月1日から施行する。
2. 本細則は、2011年度第12回常任委員会の承認を得て、2012年4月1日から施行する。
3. 本細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日から施行する。
4. 本細則は、2013年度第12回常任委員会の議決により改正し、2014年4月1日から施行する。